

都 税 だ よ り

大法人の電子申告が義務化されます

平成30年度税制改正により、大法人が提出する平成32(2020)年4月1日以後に開始する事業年度の法人事業税・法人住民税の申告書及び申告書に添付すべきものとされている書類は、電子情報処理組織を使用する方法(eLTAX)により提出しなければならないこととされました。

- 対象税目 法人事業税及び法人住民税
- 対象法人 大法人とは、以下(1)及び(2)に掲げる内国法人をいいます。
(1)事業年度開始の時ににおいて資本金の額又は出資金の額が1億円を超える法人
(2)相互会社、投資法人及び特定目的会社
- 適用開始事業年度 平成32(2020)年4月1日以後に開始する事業年度
- 対象申告書等 確定申告書、中間(予定)申告書、仮決算の中間申告書、修正申告書及びこれらの申告書に添付すべきものとされている書類



- 大法人の電子申告義務化については、東京都主税局ホームページ(<http://www.tax.metro.tokyo.jp/>)・eLTAX(<http://www.eltax.jp/>)をご覧ください。
- 国税も同様に大法人の電子申告が義務化されます。詳細については、e-Taxホームページ(<http://www.e-tax.nta.go.jp/>)をご覧ください。

11月は「eLTAX全国一斉広報月間」です

中 野 区 だ よ り

サンプラザ大使情報交換会 (8月27日月)

中野の“秋”まつりと祭典 他



挨拶：今野会長 挨拶：佐藤社長

～参加された皆様～

9月9日(上高田氷川神社)

9月12日(なかの里・まち)

9月15日(RUN 伴 なかの)



9月16日(中野氷川神社)

9月27日(オフィスエルール10周年記念)

9月28日(東商:婚活)

～10月20・21日開催～

10月27・28日 今年も“ぬい”が動きます!

NAKANO+ 特定非営利活動法人 中野コンテンツネットワーク協会(ナカノプラプラ)からのお知らせ

～文化の秋、芸術の秋、中野の秋～

人と人をつなげ、伝統・文化の街「中野」を世界に発信するナカノプラプラ。

中野の秋は、いろいろな催しで盛りだくさん。

様々なイベントが行われる中、ナカノプラプラは11月21～22日の「まちなかのバル in 東中野-ヒガナカのパル-」を後援します。



～ICTからAI、IoTへ～

ナカノプラプラでは、情報技術をはじめ、人工知能やIoTの分野に関する意見交換、関連するイベントへの支援や企画への参加を行うコミュニティーを始めました。

ナカノプラプラならではの活動を推進して参ります。

～プログラムをもっと身近に～

昨年度好評頂いた小学五年生からのプログラミング中級クラスを今年度も開催します。

今年度はテキストの校正に出版社のお力添えを頂きました。おかげで小学五年生の学習基準に合わせ、読みやすく判りやすいテキストを使っている教室となる予定です。詳しくは中野区の広報誌、ホームページを参照ください。

他にもICT・コンテンツに関わる様々な文化イベントを後押しするナカノプラプラ。引き続きご注目ください。

中野区グローバル戦略推進協議会の基幹団体のひとつ、中野区産業振興推進機構は、中野法人会も会員である特定非営利活動法人中野コンテンツネットワーク協会と、他3社により運営されています。

